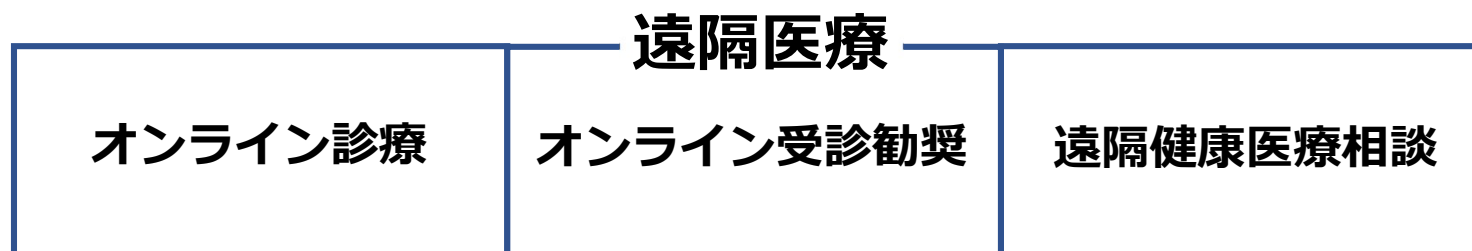


# 遠隔医療3形態 (厚労省平成30年3月通知)



	やり方	診療方法	主体
オンライン診療	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別的な情報を得て最終的なソリューションを示す</li> <li>②最終的なソリューションの典型は医薬品処方だが、血圧コントロールの指示やギプス処置の指示等も入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原則、顔見せリアルタイム型</li> <li>②補助的に①以外のツールを用いるのは可</li> </ul>	医師
オンライン受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個人的な情報を得て行う (診断行為はオンライン診療と変わらない)</li> <li>②自分が最終的にソリューションの担い手になるのではなく、何科に行くべしなど他者が最終的ソリューションの担い手になる</li> <li>③診断して疾病名を挙げるのは不可。OTCの使用を指示するのも不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原則、顔見せリアルタイム型</li> <li>②補助的に①以外のツールを用いるのは可</li> </ul>	医師
遠隔健康医療相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>①患者の話は聞かなくとも一般論で答える、というのが基本形。</li> <li>②社会通念上明らかに医療機関を受診するほどでない者に対しては個人的な情報に踏み込んで指示を行うのも可 (受診の指示は不可)</li> </ul>	どのような形でもよい	非医師でも可